

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成20年8月11日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
(仮称)平和堂甲南ショッピングセンター
甲賀市甲南町竜法師334番ほか
- 2 提出された意見の概要
甲賀市からの意見
 - (1) 廃棄物対策計画の一般廃棄物(紙類・厨芥・廃プラ)については、可能な限り分別し資源化を図り、焼却処理量を低減してください。
 - (2) 騒音規制法、振動規制法にかかる特定施設または特定建設作業に該当する場合は届出してください。
 - (3) 生ゴミの処理は、最終的にどうなるのか示してください。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75
甲賀市産業経済部商工観光課 甲賀市水口町水口6053番地
 - (2) 縦覧期間 平成20年8月11日から平成20年9月11日まで

